一級河川阿賀野川における

河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取希望者

公募要領

令和８年11月

新潟県新潟地域振興局

第１ 趣旨

この要領は、新潟県民間活力を利用した河床掘削実施要領（令和３年12月6日改正）に基づき、一級河川阿賀野川における河床掘削工事の代行を条件に河川砂利等の採取を希望する者を公募し、採取許可等を与えようとする者（以下「採取許可予定者」という。）を決定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

第２ 河川砂利等の採取を希望することができる者の資格

河川砂利等の採取を希望することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすことについて、知事の確認を受けた者であること。

(1) 砂利採取法（昭和43 年法律第74 号）第３条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること。

(2) 会社更生法（昭和27 年法律第172 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11 年法律第225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている場合を除く。）。

(3) 採取希望申込書の提出期限前２年以内に、河川法（昭和39 年法律第167 号）、砂利採取法、建設業法及び採石法(昭和25 年法律第291 号)に係る違反による有罪判決、起訴(訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けていないこと。

第３ 公募対象箇所等

(1) 河川の名称

一級河川阿賀野川水系阿賀野川

(2) 掘削（採取）の場所

左岸 東蒲原郡阿賀町五十島字鍵場411番地先から同字下夕畦620番地先まで

※ 五十島橋（東蒲原郡阿賀町五十島、五十島地内）の橋脚から上流約40mの離隔を確保し約300mの区間

（別添位置図、写真のとおり）

(3) 掘削（採取）に係る土地の面積

約11,000 平方メートル

(4) 掘削（採取）する砂利等の数量

レキ・砂質土　約13,000 立方メートル

(5) 掘削（採取）の深さ

最深掘削深　H＝2.85

(6) 掘削（採取）の期間

許可の日から令和９年６月14日まで

第４ 河川砂利等の採取希望者の申込手続

河川砂利等の採取を希望する者は、申込書（様式第１号）及び掘削（採取）計画書（様式第２号）を新潟地域振興局長に提出すること。

申込書の提出先、提出期限及び提出方法は次のとおりとする。

(1) 申込書の提出先

東蒲原郡阿賀町津川1861-1
新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課行政担当
電 話：0254(92)4749 内線314
メール：ngt112250@pref.niigata.lg.jp
ＦＡＸ：0254(92)5701

(2) 申込書の提出期限
　　令和８年12月11日（金）　15時　※２週間程度
(3) 申込書の提出方法
　　書面により、(1)に定める提出先に持参して提出すること。

第５ 本要領に関する質問

本要領に関して不明な点が生じた場合は、次により質問することができる。
(1) 質問書の提出期間は、公募を開始した日の翌日から、申込書の提出期限の７日前までとする。
(2) 質問書の提出場所は、第４(1)に定める申込書の提出先とする。
(3) 質問書の提出は、提出先への持参、郵送、メール又はＦＡＸで行うものとし、メール又はＦＡＸによる場合は、発信後に電話により確認を行うこと。
(4) 質問書は受付け後、遅滞なく質問者に回答するとともに、回答書は閲覧に供するものとする。
(5) 質問書に対する回答書の閲覧場所は、次のとおりとし、閲覧は、質問受理後５日以内に開始し、申込書の提出期限の前日に終了するものとする。
　　閲覧場所：新潟地域振興局津川庁舎１階　閲覧室（住所は申込書提出先と同じ）

第６ 提出された掘削（採取）計画書に対する審査

提出された掘削（採取）計画書について不明な点が生じた場合には、必要に応じ新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課行政担当によるヒアリングを実施する。

第７ 採取許可予定者を決定するための基準

採取許可予定者については、申込みの内容を審査し、次の項目について公益性等の程度を総合的に判断したうえで決定するものとし、公益性等の程度が甲乙付けがたい場合は、くじによる抽選により決定するものとする。
(1) 協同組合等の団体がある場合はこれを優先する。
(2) 掘削（採取）する砂利等の数量
(3) 掘削（採取）した砂利等のうち、コンクリート用骨材として有用な砂利の処理
(4) 砂利等の掘削（採取）、運搬及び洗浄選別の方法（工程を含む。）並びに不用残土等の処分方法
(5) 掘削（採取）した砂利等の使用方法（自家消費又は他者への有償供給の別）

第８ 採取許可予定者の決定及び通知

新潟地域振興局長は、申込書を提出した者に対し、採取許可予定者の決定結果を通知するものとする。

第９ 河川砂利等の採取許可等の申請手続

(1) 採取許可予定者として通知を受けた者は、新潟地域振興局長に対し、河川法第20条の規定に基づく承認、同法第25条の規定に基づく許可及び砂利採取法第16条の規定に基づく認可の申請手続を速やかに行うこと。
(2) 前項に規定する申請書の提出先は新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課行政担当とする。

第10 河川砂利等の採取許可等に当たって付される主要な条件

(1) 河床掘削工事により発生した建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくほか、「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理

について(通知)」（平成13年６月１日付け環境省環廃産第276号）及び建設副産物適正処理推進要綱（平成５年１月12日付け建設省経建発第３号）に準拠し、採取許可予定者の費用において適正に処理すること。
(2) 河床掘削工事により発生した特定建設資材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に準拠し、採取許可予定者の費用において適正に分別・再資源化等を行うこと。
(3) 掘削（採取）の場所における粒径が300ミリメートルを超える転石については、採取を認めない。
(4) 掘削（採取）の場所における日曜日、祝日及び平日日没後の作業は禁止する。
(5) 河床掘削の代行工事の施行及び河川砂利等の採取により他に損害を与え、又は与えるおそれがあるときは、採取許可予定者の責任において解決すること。

第11 河川砂利等の採取許可に係る状況等の公表

採取許可予定者の決定後、採取許可状況等は、新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課行政担当で随時閲覧に供するものとする。

第12 その他

(1) 河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取であるため、新潟県河川法施行条例第６条第１項第１号［河川の維持又は保全に関する事業］を適用し、採取料を免除する。
(2) 今回公募する掘削（採取）の期間は第３(6)に定めるとおりであるが、期間内に河床掘削工事を完了することができないことについて相当の理由があるときは、期間の延長を認めることがある。ただし、延長後の掘削期間は、最長で３ヶ月以内とする。
(3) 公募対象箇所の試掘を希望する者は、新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課行政担当及び土木整備課の立会いの下、自らの費用で試掘を行うことができる。
(4) 河川砂利等の採取を希望する者が自ら掘削（採取）した砂利等の洗浄選別等を別の企業又は団体に下請けさせる場合には、当該企業又は団体にあっても、砂利採取法第３条に規定する砂利採取業者の登録及び同法第16条に規定する砂利採取計画の認可が必要となることがあるので注意すること。
(5) 河床掘削を実施するに当たり、その他関係法令に基づく手続き等がある場合は速やかに実施のこと。
(6) 第４の規定に基づく申込書及び第９の規定に基づく申請書の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
(7) 提出された申込書は返却しない。
(8) 提出期限以降の申込書の提出及び掘削（採取）計画書の訂正等は認めない。ただし、新潟地域振興局長の指示による訂正等についてはこの限りでない。

第13 添付資料

位置図
写真

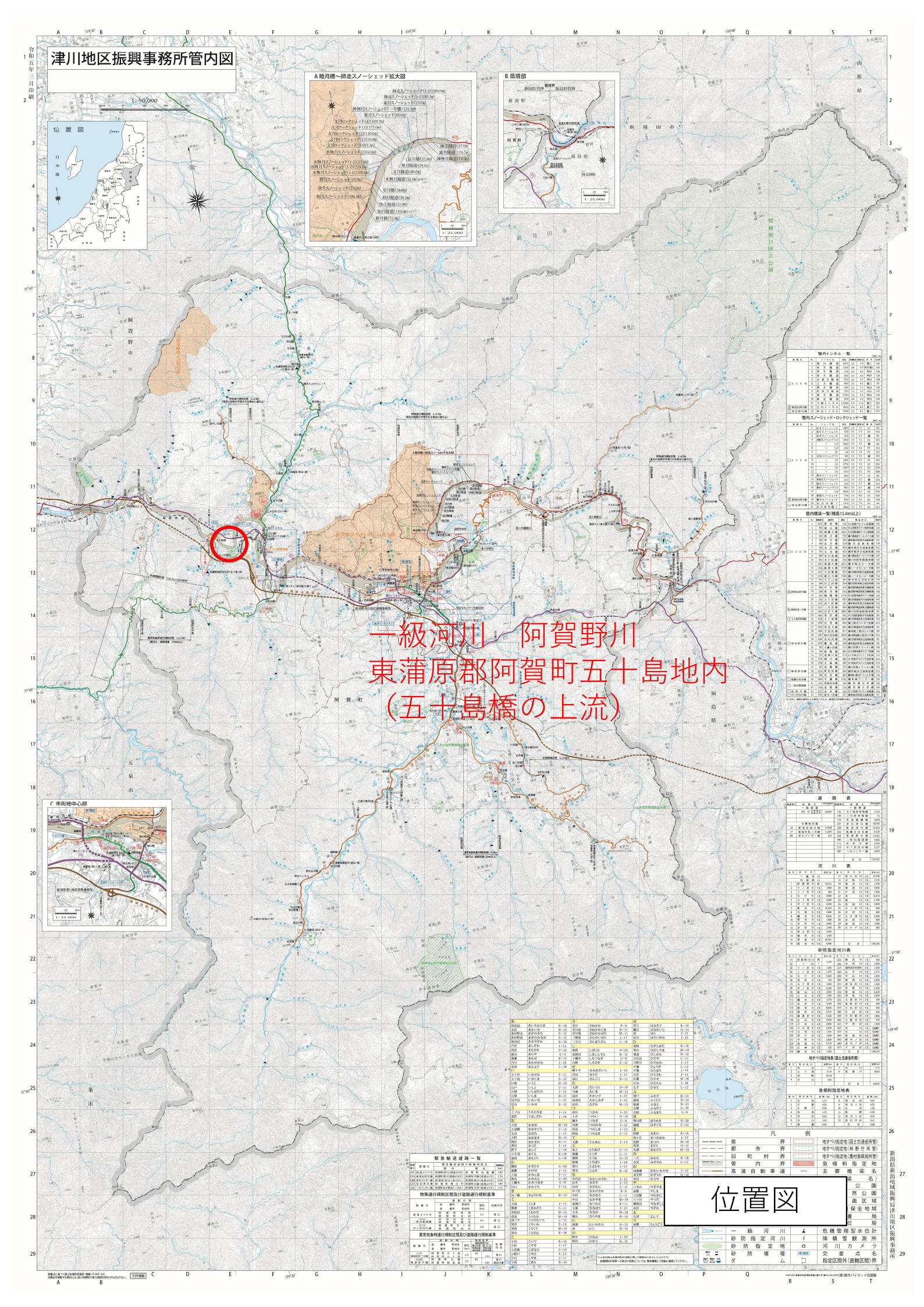

津川地区振興事務所管内図
A 睦月橋～師走スノーシェッド拡大図
B 県境部
C 市街地中心部
位置図
一級河川　阿賀野川
東蒲原郡阿賀町五十島地内
（五十島橋の上流）

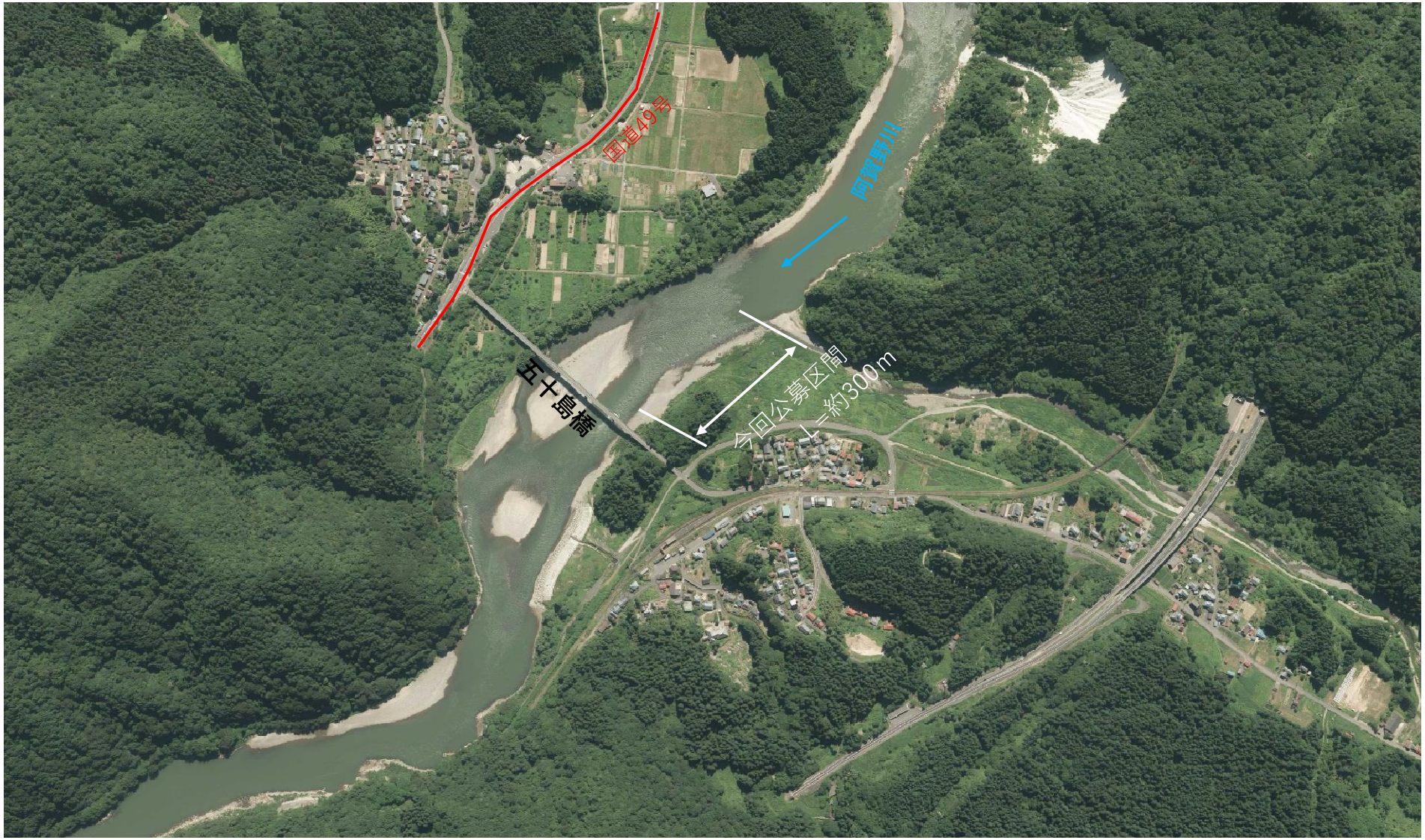

出典：国土地理院ウェブサイト
※空中写真を一部加工


五十島橋
橋脚から40m
離隔をとる
今回公募区間　L=約300m
阿賀野川
2026年6月撮影

（平成 23 年 9 月 9 日制定）
（令和 3 年 12 月 6 日改正）

新潟県民間活力を利用した河床掘削実施要領

（目的）

第１条 この要領は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の適用を受ける河川区域内の土地において、河川管理者が行う河川の維持工事の河床掘削を民間企業が代行することについての基本的事項を定め、適正な河道断面の確保と砂利等の有効活用を図ることを目的とする。

（定義）

第２条 この要領において「砂利等」とは、河川法第 25 条の土石をいう。

２　この要領において「採取の許可等」とは、河川法第 20 条の規定に基づく河川の維持の承認及び同法 25 条の規定に基づく土石の採取の許可（当該土石が砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 条）第２条の砂利に該当するときにあっては、同法第 16 条の規定に基づく採取計画の認可を含む。以下同じ）をいう。

（採取希望者の公募）

第３条 河川管理者は、河川管理のために河床掘削が必要な場所において、砂利等の採取を希望する者に河床掘削工事の代行を条件として採取の許可等を行おうとするときは、原則希望者を公募するものとする。公募方法としては、庁舎内の閲覧室ほか、県ホームページにも掲載すること。

ただし、災害等により緊急的かつ広範囲に河床掘削工事（以下「緊急的な措置」という。）が必要な場合はこの限りではない。

２　河川管理者は、前項の規定による公募又は緊急的な措置を行うに当たっては、次に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 河床掘削を必要とする河川の名称
(2) 河床掘削の場所及び河床掘削に係る土地の面積
(3) 河床掘削により採取される砂利等の数量及び河床掘削の深さ
(4) 河床掘削の期間
(5) 砂利等の採取を希望することができる者の資格
(6) 砂利等の採取希望の申出手続（提出場所、提出期限及び提出方法）
(7) 採取の許可等に当たって付される主要な条件
(8) 採取の許可等を与えようとする者（以下「採取許可予定者」という。）を決定するための基準
(9) その他河川管理者が必要と認める事項

３　公募により砂利等の採取を希望する者は、次に掲げる事項を記載した掘削（採取）計画書（以下「計画書」という。）を河川管理者に提出して砂利等の採取希望の申し出を行うことができる。また、緊急的な措置により工事を実施する者（以下「実施者」という。）については計画書を河川管理者に提出する。

(1) 氏名又は名称及び住所（所在地）並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(2) 掘削（採取）業務を行う担当者の氏名及び連絡先
(3) 掘削（採取）した砂利等の用途
(4) 掘削（採取）の方法及び掘削（採取）のための設備その他の施設
(5) 掘削（採取）に伴う災害の防止のための方法及び施設
(6) 掘削（採取）した砂利等の搬出方法及び経路
(7) 砂利採取法第 16 条の規定に基づく採取計画の認可が必要な場合においては、同法第３条に規定する砂利採取業者の登録年月日及び登録番号
(8) その他河川管理者が必要と認める事項

４　砂利等の採取希望する者又は実施者で、河床掘削の場所の試掘を希望するときは、当該希望者自らの費用において、河川管理者の立ち会いの下で試掘を行わせることができる。

（公募による採取許可予定者の決定）

第４条 河川管理者は前条第３項の規定による申し出をした者のうちから、適正かつ有効な条件で河床掘削を行うことができると認められる者を採取許可予定者に決定し、通知するものとする。あわせて採取許可予定者が決定したことを県ホームページにて公表する。

ただし、適正かつ有利な条件で河床掘削を行うことができると認められる者が複数ある場合においては、協同組合等の団体がある場合はそれを優先し、それによらない場合は、くじによる抽選により採取許可予定者を決定するものとする。

２　河川管理者は、第１項の決定にあたり必要があると認められるときは、採取希望の申し出をした者に掘削（採取）計画の内容について説明を求めることがある。

３　河川管理者は、掘削（採取）計画の内容に虚偽又は不正があると認めるときは、第１項の決定を取り消すことができる。

（採取の許可）

第５条 河川管理者は、採取許可予定者又は実施者から採取の許可等の申請があった場合は、採取の許可等を行うものとする。

附則

この要領は、平成 23 年 9 月 9 日より施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 12 月 6 日より施行する。